茨城工業高等専門学校社会連携センター規則

（令和７年２月１９日
制　　定）

（趣旨）

第１条　この規則は、茨城工業高等専門学校学則第１１条に規定する内部組織として設置する、社会連携センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは、茨城工業高等専門学校の教育研究資源及びその成果を活用し、個性豊かな地域社会の形成を支援するとともに地域の課題の解決を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（業務）

第３条　センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

(1)　国及び地方自治体等との連携に関すること

(2)　教育委員会や商工会議所等との地域と一体化した教育連携に関すること

(3)　国及び地方自治体等との連絡窓口としての連絡、調整に関すること

(4)　公開講座等に関すること

(5)　その他センターの目的達成に必要な業務に関すること

（センター長）

第４条　センターにセンター長を置く。

２　センター長は、教授又は准教授をもって充てる。

３　センター長は、副校長（研究・産学官連携）との連絡を密にし、センターの業務を掌理する。

４　センター長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（副センター長）

第５条　センターに副センター長を置く。

２　副センター長は、教員をもって充てる。

３　副センター長は、センター長を補佐し、センター長不在の場合は、その職務を代行する。

４　副センター長の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（組織）

第６条　センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1)　センター長

(2)　副センター長

(3)　センター員

２　前項に掲げる者は、校長が任命する。

（審議機関）

第７条　センターの運営に関する事項については、研究・産学官連携委員会において審議する。

２　研究・産学官連携委員会については、茨城工業高等専門学校研究・産学官連携委員会規則の規定による。

（事務）

第８条　センターに関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則（令和７年２月１９日制定）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

２　茨城工業高等専門学校地域連携センター規則（令和６年３月２７日制定）は廃止する。

附　則（令和８年３月２５日一部改正）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。